

<対策のポイント>

優良品種の海外への流出を防止しつつ海外からの稼ぎにつなげていくため、海外での品種登録や国内外の育成者権侵害対策、戦略的な海外ライセンス推進のための環境整備等を総合的に支援するとともに、品種保護のための品種識別技術の開発・高度化等の取組を実施します。

<事業目標>

○ 輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国〔令和9年度まで〕）

○ 戦略的な海外ライセンスモデルの確立（ライセンス先による商業栽培の開始1件以上〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 育成者権の保護・活用支援等177百万円（前年度 97百万円）

① 海外出願促進対策（品種登録（育成者権の取得）の支援）

② 育成者権侵害対策
育成者権の侵害対策に向けた侵害調査、専門家への相談等を支援します。

③ 海外ライセンス推進に向けた環境整備
ライセンス候補国の種苗の検疫等の規制の調査・対応、日本品種の導入推進に向けたプロモーション、海外ニーズと国内未利用品種のマッチング等を支援します。

④ 防衛的許諾に係るモデルの構築
高侵害リスク国での監視・侵害対応を目的とした許諾のモデル構築を支援します。

⑤ 優良品種の実践的な国内管理モデルの導入
苗木のリース方式等を活用した厳格な品種管理のモデルの構築を支援します。

⑥ 種苗資源の保護
種苗生産の維持が困難である在来種等の種苗資源の保存活動を支援します。

⑦ 流通品種データベースの運用
流通名から容易に品種情報を検索できるデータベースの運用を支援します。

<事業の流れ>

国

定額、2/3以内、1/2以内

コンソーシアム（注）
（1⑦の事業）

委託

民間団体等
（2の事業）

定額、2/3以内、1/2以内

育成者権者・育成者権管理機関※
（1①②④の事業）

定額、1/2以内

育成者権管理機関※・民間団体等
（1③⑤⑥の事業）

（注）植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

※適格な育成者権管理を行う機関を認定し優先的に支援

<事業イメージ>

1.② 育成者権侵害対策
育成者権者が行う以下の取組を支援
●オンライン取引の巡回・監視等の調査
・いちご、ぶどう等の侵害品が多い品目を中心に行う巡回・監視等
●侵害疑義品への対応
・出品取下げ要請、出品者への警告、訴訟等への対応

1.③、④ 戦略的な海外ライセンスの推進
◆海外ライセンス推進に向けた環境整備
・検疫等の規制への対応を支援
①検疫等の調査・対応の検討、専門家の活用
②検疫可能な無病苗の準備、対応
◆防衛的許諾に係るモデルの構築
・当該国のパートナー候補・品種保護の調査、専門家の活用、契約書の作成等を支援
相手国
パートナー企業による当該国での監視・侵害対応により無断栽培を抑止

1.⑤ 優良品種の厳格管理
品種流出防止に向けた産地等のモデル的な取組を支援
【モデル】苗木のリース、管理徹底により産地外流出を実効的に防止
育成者権者 → リース → 収穫物生産者
増殖委託 → 種苗業者
・契約書作成、説明会の開催、剪定枝の適切な処分等に必要な経費を支援
足下の国内管理の徹底

2. DNA品種識別技術の開発・高度化
DNA技術や画像解析技術等を活用し、迅速かつ効果的な品種識別技術の開発・高度化等を実施
品種登録審査や侵害立証等の対応を加速化

【お問い合わせ先】輸出・国際局知的財産課（03-6738-6443）